

〔平成二十八年十一月十七日
参議院内閣委員会〕

ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議

政府は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察において、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に、組織的な対応を推進・強化するとともに、ストーカー事案を担当する警察官による迅速かつ的確な対応が確保されるようにすること。
- 二 ストーカー行為罪について非親告罪化しても、警察及び検察においては、その事案の対応に当たり、ストーカー行為等の被害者の意向を十分に尊重した運用を行うようにすること。
- 三 ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等において適切な対応・支援がなされるよう、専門的能力や経験を有する人材の養成及び確保に努めること。
- 四 ストーカー行為等の被害者に対しては、その状況に応じた医学的・心理的なケアが適切に提供されるよう、必要な体制の整備を図ること。
- 五 ストーカー行為等をした者を更生させるための方法に関する調査研究等の加害者対策においては、精神的・心理学的な手法も含め、その適切かつ効果的な手法の研究・開発に重点的に取り組み、その成果の活用につなげること。
- 六 ストーカー行為等の被害者等がストーカー行為等を受けた早期の段階からちゅうちよなくその被害について相談することができるよう、関係する機関・団体における相談体制の拡充強化を図ること。

右決議する。